

日本汎太平洋東南アジア婦人協会規約

第18条 (資産)

本会の資産は以下のとおりである

- (1) 日本パシイワ事務所 (ただし名義は会長)
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) 什器備品

第19条 (会計)

本会の事業遂行に要する経費は、会費、事業に伴う収入および資産から生じる収入、寄付金などの運用財産をもって支弁する。

第20条 (会計年度・事業年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。事業年度は、毎年の総会当日から翌年の総会前日までとする。

第21条 (総会の招集及び決議)

会長は、年一回会計年度終了後2ヶ月以内に総会を招集する。その他、役員会が必要と認めるとき及び会員の3分の1以上の要請があるときに、会長は臨時総会を招集しなくてはならない。総会の定足数は委任状を含め過半数とする。総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

第22条 (改正)

規約の改正は、役員4分の3以上の発議により、総会の過半数をもって決定する。可否同数の時は、総会のコンセンサスによって選出された議長が決定する。

第23条 (補足)

この規約の施行についての細則は、役員・委員長会議及び総会の議決をもって定める。

1977年7月9日 制定

2012年4月22日 改正

2017年4月23日 改正

第1条 (名称)

本会は、日本汎太平洋東南アジア婦人協会 (the Pan Pacific and Southeast Asia Women's Association of Japan 略称「日本パシイワ」) という。

第2条 (住所)

本会は、東京都杉並区西荻北3丁目13番4号メゾンドール西荻窪301 に本部事務所を置く。

第3条 (国際連帯)

本会は習熟連帯による平和と発展を実現するために1928年の国際会議に基づいて設立されたthe Pan Pacific and Southeast Asia Women's Association (略称「国際パシイワ」) に加盟する。

国際パシイワは、国連経済社会理事会、UNESCO、UNICEFおよびESCAPに諮問的地位を有する。

第4条 (目的)

本会は、太平洋及び東南アジア地域の女性が互いの理解と友情を深めるとともに、地域の女性、子ども及び家族のために教育、福祉、環境などの社会問題の改善に努め、もって国際平和に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 汎太平洋東南アジア地域における教育、持続的開発などへの支援活動および国内外での交流
- (2) 汎太平洋東南アジア地域の文化や社会問題に関する学習と啓発活動
- (3) 汎太平洋東南アジア婦人協会国際会議への参加
- (4) 国連経済社会理事会に協議資格をもつ国際パシイワを通じて同理事会に汎太平洋東南アジア地域の女性・子ども・家族の福祉および平和について提言
- (5) 国連にかかわるNGOとして国連、国際会議への女性の参画の強化および促進
- (6) 本会の活動、運営の資金のための事業の企画と実行
- (7) 会報"PPSEAWA"の発行と広報活動

第6条 (支部)

本会は全国活動強化のために、支部を設けることができる。現在、関西支部、愛知支部をもつ。

第7条 (会員資格)

- (1) 本会の目的に賛同する18歳以上の女性で、パシイワ加盟国の国籍をもち、かつ日本に居住する者は、会員の推薦を受けて役員会が承認し、会員となることができる。
- (2) パシイワの加盟国の会員で、日本に6カ月以上滞在予定の者は、本国ないし日本の会員の推薦を受けて役員会が承認し、日本国に滞在する間、日本パシイワの準会員となることができる。なお準会員は会費を払わなくてよい。
- (3) 本会の目的に賛同する男性は、その活動を支援するために賛助会員となることができる。賛助会員は、総会に議決権なく出席し、且つ本会の行事に参加できる。但し役員、委員になることはできない。賛助会員になるには、会員2名の推薦を受け、役員会によって承認されなくてはならない。

第8条 (会員資格喪失)

会員は以下の事由をもって会員資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出た場合
- (2) 理由なく3年以上会費を滞納した場合
- (3) 死亡
- (4) 会の名誉を著しく傷つけるような行為があった場合は、役員会の決定に基づいて除名する

第9条 (会費)

本会の会員は年額5000円の会費を納める。

支部会員の本部への納入額は細則で定めるところによる。

賛助会員の会費は、年額1口3,000円以上、何口でもよい。

第10条 (名誉会長・顧問)

本会に名誉会長をおくことができる。本会の発展のために特に功労のあった元会長を役員会が推薦し、総会で決定する。名誉会長は、役員・委員長会議に投票権なく出席できる。名誉会長は会費を払わなくてよい。役員・委員長会議は、必要に応じて会長経験者を顧問として投票権なくして出席することを要請できる。

第11条 (役員・監事・委員長)

本会に役員、監事、委員長をおく。

第12条 (役員)

役員は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、各支部長2名からなる。役員

候補の先任は、(細則)役員・監事・委員長選考規定にしたがって行われ、総会で決定する。

第13条 (役員会の職務および表決手続)

本会の組織の根幹あるいは国際的地位にかかわるものと会長が判断した事柄および規約の改正の発議は役員会の専権事項とする。役員会は会長によって招集される。定足数は4分の3以上で、役員全体の4分の3によって決定する。その際、支部の根幹にかかわる事項については支部長の同意を必要とする。

第14条 (監事)

監事は、本会の業務執行状況、財産及び会計を監査する。選考方法は役員に準ずる。

第15条 (委員会)

本会の目的である事業を行うために、役員会の下に、本規約5条に規定する事業を行う以下の委員会を置き、各委員長が統括する。委員長の選任および委員会の職務は細則の定めるところによる。

- (1) NGO委員会
- (2) 地域研究委員会
- (3) 国際交流委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 事業委員会

第16条 (役員・委員長会議)

役員と各委員会の長たる委員長をもって役員・委員長会議を構成し、本会の業務に関する審議を行い、決定する。会議は毎月開催する。定足数は3分の2とし、出席者のコンセンサスによって決定する。なお国際パシイワによって選出された国際役員は役員・委員長会議の要請により、会議に出席することとする。

第17条 (任期)

本会の役員、監事および委員長の任期は2年とし、原則として2期を限度として再任を妨げない。但し会長の任期は、やむを得ない事情がある場合に限り通算6年まで可能とする。役員、監事、委員長の任期の詳細は、(細則)役員・監事・委員長選考規定による。新役員、新監事および新委員長の任期は、通常総会による選出の日から開始する。